

卒業の認定に関する方針

【卒業認定に関する基本方針】

下記教育目標について卒業までに身につけることを重視し、卒業要件を満たした者に、卒業を認める。

(教育目標)

1. 生命の尊厳を基盤とし、看護の対象である身体的・精神的・社会的側面を持つ統合された生活体としての人間を幅広く理解することができる。
2. 対象の健康問題を科学的根拠に基づいて判断し、看護を実践できる基礎的な能力が身につけている。
3. 自己洞察ができ、他者との人間関係を営むことができる。
4. 進展する医療や変化する社会のニーズに対応し、保健・医療・福祉チームの一員として、看護の役割と責任を果たし、他職種と連携・調整することができる。
5. 専門職業人を目指し、倫理観を培うとともに、自己教育力を身につける。

【卒業認定について】

下記卒業要件を満たした者について、卒業を認定する。
なお卒業の認定は職員会議の義を経て、学校長が認定する。

(卒業要件)

- ・3年以上在学すること。
- ・本校で定めるすべての授業科目を履修し、所定の単位(99単位)を修得していること。
- ・本校で定める出席すべき日数(※1)の3分の2以上出席すること。
(※1)出席すべき日数とは以下の時間を足した総時間数である。
 - ①授業科目総時間数 3045時間
 - ②オリエンテーションや課外活動、修学上の指導など、学校が出席することを義務付けた時間